

第 9 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

協議事項

議案第 33 号

一部事務組合等の取扱い（埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合）に
ついて

一部事務組合等の取扱いのうち埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合につ
いて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 19 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生

一部事務組合等の取扱い（ 埼葛清掃組合及び埼葛斎場組合 ）	
調整方針	<p>(1) 岩槻市が加入している埼葛清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整するものとする。</p> <p>(2) 岩槻市が加入している埼葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。なお、合併後 2 年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。</p>